

第1回練馬区障害者計画懇談会議事録

- 1 日時 平成22年4月28日(水) 午後6時から午後8時
- 2 場所 練馬区役所20階交流会場
- 3 出席委員 朝日委員(座長)、河村委員(副座長)、馬場委員、志澤委員、安部井委員、鈴木委員、保坂委員、長澤委員、野澤委員、前田委員、齋藤委員、森下委員、河辺委員、田中委員、工藤委員、森口委員、伊東委員、矢吹委員、渡邊委員、千田委員、八戸委員、吉田委員、石野委員、今田委員 (以上24名)
※欠席委員 坂元委員、秋本委員、市川委員、河合委員、米村委員
- 4 傍聴者 1名
- 5 配布資料 ①練馬区障害者計画懇談会委員名簿
②練馬区障害者計画懇談会区職員出席者名簿
③次期練馬区障害者計画の策定について
④障害者基本法
⑤練馬区障害者計画懇談会の設置について
⑥練馬区障害者計画懇談会設置要綱
⑦練馬区基本構想・長期計画抜粋
⑧障害者制度改革等の動向について
⑨障がい者制度改革推進会議資料
⑩今後の進め方について
⑪障害者基礎調査の実施について
⑫練馬区障害者計画懇談会・ご記入等記入用紙
- 6 内容
 - (1)委嘱状交付
 - (2)健康福祉事業本部長挨拶
 - (3)委員自己紹介
 - (4)区職員自己紹介
 - (5)座長選出・副座長指名
座長選出
副座長指名
座長挨拶
副座長挨拶
 - (6)障害者計画策定の趣旨についておよび懇談会設置の趣旨について
改定練馬区障害者計画および資料3から資料7により事務局より説明
 - (7)障害者制度改革等の動向についておよび今後の進め方について
資料8から資料10により事務局より説明
(座長)
ご意見等ある場合は、配布してある、ご意見等記入用紙に記入し、事務局まで提出していただきたい。

(委員)

障害者計画懇談会委員の委嘱期間は平成22年度・23年度である。委員としては、計画策定の延期と新たな障害者計画策定について議論することになるのか。また、本会は障害者計画懇談会とあるが、障害福祉計画の策定も行うのか。

(事務局)

委員ご指摘のとおりである。障害福祉計画策定については、資料6練馬区障害者計画懇談会設置要綱第2条(2)に基づき、検討していただくことになる。

(委員)

質問ではなく意見であるが、現計画の評価を行い、期間延長等の議論を行ってはどうか。庁内検討委員会や自立支援協議会の意見等があるかと思う。

(事務局)

今回の懇談会で、現計画の評価に資するような資料を可能な限り提出したい。

(委員)

資料6練馬区障害者計画懇談会設置要綱によると、障害者自立支援法第88条に基づく練馬区障害福祉計画に云々とある。新たな法制度が出来上がったあとも、障害福祉計画は同じような考え方で策定するのか。

(事務局)

障害者自立支援法がいつの時点で、見直し・廃止が行われるのかは不明である。想像であるが、平成24年度からの障害福祉計画策定時においては、新たな法制度を見据えた計画を策定することになるのではないか。

(座長)

国等の状況に加え、現行計画の検証を踏まえて、計画策定を行っていく必要があるかと思う。次回以降、これを受けた資料を事務局より提出してもらいたい。障害者基本法に基づく障害者計画は、障害者施策のための計画であって、教育やバリアフリー等、幅広い計画である。また、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画は、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画であるので、法の枠組みがどうであろうと、計画的に予測し、必要なニーズに対応できるよう体制を整えるという考え方は変わらないのではないか。このような前提に立って、国等の動向を確認し、計画を策定していくことになろうかと思う。

(8)障害者基礎調査について

資料11により事務局より説明

(委員)

現在の法制度見直しの議論の中で、難病も対象とすることとしている。大いに歓迎したい。対象者を手帳によって把握する方法もあるが、その他にも、東京都等にある資料等も把握・活用し、計画策定に反映させてほしい。また、「練馬区障害者計画懇談会・ご意見等記入用紙」はメールによる提出も可能か。

(委員)

3月14日に、日本カナダ国際精神保健交流協議会の会議があった。その中で、情報について、与える側の選別された情報しか来ず、そこには聞きたいけど、話したくない情報(個人情報)がある、という話題があった。今回の基礎調査

も、与える側が選別した60問程度の質問が郵送で送られてくるのが気になる。

(座長)

本日提出された資料には、基礎調査の細かな項目がない。差別・権利擁護等の項目が必要なのではないか。また、自由記述欄を設け、意見をくみ上げる設問設計を工夫して行ってもらいたい。また、対象者についても、様々な資料を確認し、配布先の範囲を広げる等の検討もしてほしい。「練馬区障害者計画懇談会・ご意見等記入用紙」はメールによる提出も可能か。

(事務局)

可能である。

(委員)

手帳を取得している方の中でも、重複して取得している方もいるので、それぞれの手帳取得時期を記入できるようにする等、設問を工夫してほしい。

(座長)

前回、基礎調査を行ったのが平成13年度と聞いているが、当時の報告書などは、委員は把握できるのか。また、どこに行けば入手できるのか。

(事務局)

報告書は、障害者施策推進課または区民情報広場にある。今回は、議論のたたき台となるような資料をお出しできなかったもので、少し、設問設計等が見えてきた段階で、できるだけ迅速にお示しできる範囲でお示ししていきたい。

(座長)

その他、なければ、これで終了とする。次回は、6月14日(月)18時から場所は練馬区役所地下の多目的会議室。計画期間等について協議することとなる。それまでに意見のある方は意見用紙を提出していただきたい。

(終了)